

○議長（井筒宣弘君） 次に、九番錦織淳二議員。

〔九番（錦織淳二君）登壇、拍手〕

○九番（錦織淳二君） 平成二十五年第四回港区議会定例会にあたり質問させていただきます。

七年後の夏、東京に再び聖火がともることになりましたが、第二次世界大戦以降で夏季五輪を二度開催する都市は一九四八年、二〇一二年のロンドンと、一九六四年、二〇二〇年予定の東京しかありません。前回開催された第十八回東京大会は、大都市がB29爆撃機の空襲で焼け野原になり、広島と長崎に原子爆弾を投下され、壊滅的な惨状の敗戦国となった日本の復興を象徴し、人口も仕事も増え続け、新幹線や高速道路が開通し、先進国入りを目指して突っ走る時代を告げました。つまり、ひと言でいうと、欧米への憧れと劣等感を抱く敗戦国の日本が誇りを取り戻すための一大イベントだったのでないでしょうか。

今の日本は様相が違います。少子高齢化に、財政難の時代であり、高度成長期と同じ夢を追いかけることはできません。都市も社会も成熟期を迎えた今、インフラではなく、人に資産を残す五輪を提唱しなければなりません。そして、今までの五輪とは違い、もう一つ大きな問題を抱えた東京大会になります。それは日本が災害国家で、放射能汚染、大地震、富士山噴火、さらなる原発事故という大規模災害の発生に備えなければならないということです。果たして、港区ではそれらの災害対策に十分と言えるのでしょうか。

古代中国の哲学者である孔子いわく、「人にして遠き慮りなければ、必ず近き憂いあり」と諭しています。私は、世の中が変わっても先のことを考えないで、いつまでも同じやり方を繰り返しているとしつぱ返しを食らうことになると解釈しており、言うなれば、改革なくして成長なしです。このことは世界の歴史を見ても、会社や行政の組織に

おいても、人としての成長においても、また五輪においても同じことが言えるのではないのでしょうか。

さて、私は、今まで本会議での質問において、危機意識改革、区の体制改革、教育改革等、常に「改革」をテーマとした質疑をしてきましたが、今定例会においては「人事改革」について、武井区長にお伺いいたします。

前段で二〇二〇年東京五輪のキーワードの一つに「災害」を挙げ、それに対する備えの必要性を述べましたが、災害国家の日本においては人事も同じで、災害に対する危機感を常に持っている限り、区民の安全・安心を守ることができません。東日本大震災は平日の十四時四六分十八秒の通常の勤務時間帯に起きたので、災害対策の職員数には問題がありませんでしたが、もし地震が深夜、早朝、休日、または通勤途中に起きていたとしたら、果たしてあの日、何人の職員が出勤できたのでしょうか。これが東北地方太平洋沖地震ではなく、もし首都圏直下型地震だったとしたら、どのような危機的状況に陥っていたのでしょうか。

港区常勤職員数は、平成二十五年四月一日現在二千百九十八名で、区内居住者は、職員住宅入居者を除くと百九十七名で九％、職員住宅入居者百三十三名を入れても三百三十名で一五％にしかありませんが、この職員数で区の大規模災害対策が万全と言えるのでしょうか。

東京都は、首都直下型地震による帰宅困難者が、港区内は四十七万人になる発生予測をし、二〇二〇年の東京五輪期間中の一日当たりの会場来場者数は最大九十二万人と予測しています。これらを考えあわせれば、今のうちから七年後を踏まえた大規模災害対策計画及びそれに伴う人事計画を立て、今のうちから準備しておかなければ間に合わないと思います。区長は、二〇二〇年東京大会の要所となる区の首長として、東京五輪の災害リスクとその対策について、どのような見解をお持ちなのかお伺いいたします。

現在、区の非常配備態勢は、震度五強の地震発生時には全職員の七割、震度六弱以上の地震発生時には全職員が参集するよう指示されています。東日本大震災時の港区の震度五弱でさえ交通機関が全てストップし、多くの帰宅困難者を出しています。もし震度六強から震度七と予想されている首都圏直下型地震が深夜、休日に発生したとすると、職員自身が被災し、出勤どころではない状態が続くかもしれません。仮に出勤したとしても、交通手段は自転車または徒歩しかなく、これも道路や橋梁の状況次第になってきます。つまり、震度五強で全職員の七割、震度六弱以上で全職員の非常配備態勢というのは、3・11の経験からしてあり得ない非常配備態勢と考えますが、区長の見解をお伺いいたします。

東日本大震災以降、災害対策の観点から「市区町村職員は勤務地である市区町村に住むべき」という地方議会での質問があちこちで上がっており、都庁退職後、国際東アジア研究センター名誉所長、東洋大学学長などを歴任された著名な社会学者の磯村英一氏をはじめ、さまざまな立場の方々が自治体職員は地元に住むべきと主張されています。また、私の知る限りでは、区民からも「区職員の採用について、区内居住を条件にしてほしい」という声を多く聞いており、九月十二日に開催された産団連「地域防災強化事業推進委員会」においても同様の意見が議論なされています。

憲法第二十二條第一項に「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する」と規定されており、また、地方公務員法第十三条において、憲法第十四条第一項の「法の下の平等」の原則を受け、「平等取扱いの原則」が規定されています。また、地方公務員法第十九条第二項においては、「受験者に必要な資格として職務の遂行上必要な最少かつ適當の限度の客觀的かつ画一的要件を定めるもの」と規定しており、採用する職員の職

について資格を制限する場合は「合理的な理由」が必要とされています。

確かに憲法で「居住の自由」が保護されているため、職員を区内居住者または通勤距離・時間等で限定するのは法的に難しく、本人の適性や能力に直接関係ない事項を条件とすることは、応募者に広く門戸を開くことを基本とする競争試験の平等にも反することから、必ずしも適当ではないと判断されるかもしれません。しかしながら、前にも述べましたように、今や日本は災害国家です。自治体職員は災害等緊急事態が起こった場合、動員命令で駆けつける責務を背負っており、勤務地に近い場所に住所を置くことを原則義務づけることは「合理的理由」と考えざるを得ないのではないのでしょうか。

また、労働者の募集及び採用における禁止条項をうたっている法律は、男女雇用機会均等法による男女制限の禁止及び雇用対策法による年齢制限の禁止だけで、居住の制限に関しては職業安定法第二条の「職業選択の自由」及び第三条の「均等待遇」における拡大解釈によるものだけで、居住制限そのものを禁止する法律がないことを知っておかなければなりません。

現在、あちこちで職員採用試験の案内や職員服務規程に居住制限を明記する自治体が増えてきており、例えば岡山県総社市の職員服務規程第十三条の市内居住の条項では、「職員は、市内に居住することを要する。ただし、やむを得ない理由により市外居住について市長の許可を得た者は、この限りではない。」となっており、平成二十五年度長野県駒ヶ根市職員採用の受験案内書には、行政職の受験資格として、「生活主宰者である両親等の家族が駒ヶ根市内に居住しており、勉学などのため一時的に他市区町村へ転出している者にあたっては、採用後において駒ヶ根市内に居住することが確実な者」と明記してあります。その他、ちよっと調べただけでも、山形市、千曲市、甲斐市、その

他の市町村で職員採用の応募時または採用後に地元居住の条件を定めています。

また、特別区人事委員会も職員採用後の居住条件までは指導していないようですが、仮に問題視されるのであれば、区は採用条件の是正を求め、声を上げていかなければ大災害に対応できる非常配備態勢がとれないのではないのでしょうか。つきましては、港区は災害国家の中心をなす自治体として、区職員採用条件とし、採用後に区内居住条件または隣接区内居住条件や通勤距離の定めを明記し、まずは大規模災害対策に確実に対応できる職員を確保していくべきかと考えますが、区長の見解をお伺いいたします。

また、災害対策として職員住宅が考えられませんが、管理維持費だけで平成二十四年度は三千九百五十七万七千七百二十円がかかっており、過去の建設費等については集計ができないものの、今までかなり多くの費用を費やしてきたものと思われまます。しかしながら、区の職員住宅は今のところ入居者を満たしておらず、空き室があるのが現状です。

リーマンショック以降、民間では寮・社宅制度の動向をひと言でいえば、「所有から利用へ」、つまり、社有社宅から借上社宅へ流れており、その背景として、経費削減はもちろんのこと、人間関係の煩わしさやプライバシー問題等従業員意識の変化があり、今や職員住宅を用意する時代ではないということと、人間の習性として、よい条件で与えられたものにはどうしても危機意識が薄くなるという問題があるのではないのでしょうか。

二〇〇五年七月二十三日十六時三十五分に起きた千葉県北西部地震により、足立区で最大震度五強を観測したことから、都庁近くで3LDKの家賃五万円弱の災害対策住宅に住む待機当番の三十四名に対して、即時参集のメッセージをポケットベルで三回送ったところ、駆けつけたのはわずか十三名しかいなかったのがよい例です。つきましては、今後、災害対策として、職員住宅をこれ以上増やすのではなく、どうしても必要な場合には借上社宅を用意し、

入居職員に対しては、災害等の緊急事態に関連した規律を今まで以上に厳しくするべきかと考えますが、区長の見解をお伺いします。

江戸川区は、二十三区で唯一独自の職員採用制度を昭和四十九年度採用から四十一回実施しており、受験申し込みをする際に江戸川区のみを希望した者の中から採用し、採用後に地元居住を求めるものではないにしても、既に江戸川区内居住者が六〇％になっています。港区としても独自の採用制度を設け、より区にふさわしい人材の確保に努めるべきかと思いますが、区長の見解をお伺いいたします。

私は、今まで人事畑一筋で来ているので、一番気になるのが、収入を多くして無駄を排除することになります。平成二十四年度実績において、区外居住職員千九百二十名の通勤費を三億三千七百一十一万八千円支出しており、一人当たり十七万五千五百八十二円になっています。区内居住職員三百二十五名の通勤費は年間二千二百二十二万二千元で、一人当たり六万五千二百九十八円で、区外居住通勤者の六三％減になっています。あくまでも平均とはいえ、区内居住者の職員を採用すれば、通勤費で一人当たり六三％の経費削減ができることとなります。つまり、区居住職員を江戸川区と同じ六〇％にすると、年間一億千二百七十一万二千四百八十八円の通勤費が削減できることとなります。ちなみに全職員が区内居住者になるとすると、年間二億二千二百三十八万四千三百四十円の通勤費削減ができることとなります。また、固定費の削減だけではなく、区居住職員及びその家族が増えれば増えるほど、逆に区の収入となる特別区民税の増収につながります。

平成二十四年度において、区外居住職員の住民税額は五億八千三百二十一万五千円で、港区居住職員が八千二百万三千円になっています。通勤費と同じように、港区居住職員数を江戸川区と同じ六〇％にするとともに都道府県民

税も含めて仮に計算した場合、特別区民税収入が三億千四百六十七万六千六百七十六円増え、区内居住職員と合算すると三億九千七十二万三千六百七十六円になります。これはあくまでも職員一人当たりの平均値で算出したものであり、かつその全員が区内に住民登録をしているという前提がなければなりません。区内居住職員だけの特別区民税で四億円ぐらい増えるのは間違いないかと思われまじし、これに家族の収入による特別区民税がプラスされることになりまじす。ちなみに平成二十四年度の全職員の住民税額は六億六千三百四十九万八千円になっており、仮に全職員が区に住民登録するならば、家族の特別区民税と合わせて、かなりの増収が期待できるのではないのでしょうか。

つきましては、災害対策の視点からだけでなく、いずれ減少に転じるであろう将来の人口推移も考えあわせた上で、通勤費の削減及び区職員分の特別区民税の増収のあり方について検討すべきかと思いますが、区長の見解をお伺いいたします。

今までは、区内居住職員雇用における経費面におけるメリットだけを述べてきましたが、人事面からすると、やはり港区に貢献したいという熱意が最も重要ではないでしょうか。そして、同じ区民となれば、区外居住者より危機意識を持って仕事に取り組めるようになるのは当然のことです。また、何といたしても職員自身が区民として区の施設を利用し、さまざまな職種の職員や区民とじかに接することにより、いろいろな情報が入るだけではなく、区民の立場に立ったものの見方・考え方ができるようになり、区職員としての仕事に役立てることができると思います。

さらには、災害時にはすぐに参集または被災現場に直行できるのももちろんのこと、職員自身の家族の安否も確認できるため、心置きなく仕事に打ち込むことができるのではないのでしょうか。また、朝夕の通勤にかかる労力が減り、体力的にも精神的にも負担が少なくなり、趣味や勉強やスポーツをする余裕ができれば、家族と過ごせる時間も

長くなります。今や家族や生活を大切にしている人が、特に若い世代に増えていることもあります。

つきましては、災害対策、固定費の削減、税の増収等も考えあわせた場合、一人でも多くの港区居住職員を増やしていくべきかと考えますが、区長の見解をお伺いします。

過日、人事課長に区職員採用で一番重要なポイントをお聞きしたところ、「危機意識を持っている方」というお答えがあり、このことは民間と同じである旨を申し上げた記憶があります。つまり、真に危機意識が高い応募者は、災害時に参集しなければならないことを考えれば、区内または隣接区に自ら判断をして住まいを設けるといのは当然のことではないでしょうか。港区は利便性があり、生活しやすい、すばらしいまちです。それが証拠に他の市区町村の人口が減っているにもかかわらず、区の人口は平成九年の十五万二千三百二十名から下がることなく順調に伸び続け、直近の十一月一日現在で、外国人も含めて二十三万四千九百三十八名になっています。ぜひ、現職員の方々も区民になっていただきたいと願っています。

区は、平成二十三年三月に港区人事政策方針を改定し、求められる職員像として次の三つを定め、職員を採用するにあたっては、それぞれの職員像の実現に必要な資質を備えていることを判断材料としつつ、採用候補者がこれまで培ってきた知識や経験を踏まえて総合的な見地から職員の採用を行っています。

一つ、区民本位の職員像として、社会や地域の動きに即した区民感覚を持ち、迅速に行動する職員。二つ、組織の強みを発揮できる職員像として、最高のチームワークで組織目標を実現する職員。三つ、能力を最大限に発揮できる職員像として、自らの資質を高め、主体的に行動する職員。と定めてありますが、二つ目と三つ目はどの組織においても共通することなので、最も重要なのは一つ目の「区民本位の職員像」ではないでしょうか。「社会や地域の動

きに即した区民感覚を持ち、迅速に行動する職員」となれば、まさしく職員は区民であることがふさわしく、そうでない限り、真の区民感覚イコール危機意識を持つのは難しいのではないのでしょうか。また、近くに住んでいない限り、迅速な行動がとれません。ぜひ、大規模災害に備えた対策だけではなく、将来の人口推移も十分に考慮された人事改革をしていただきたいと願う次第です。

以上ですが、冒頭で述べました孔子の言葉を解した上でのご答弁をお願いいたします。ご清聴ありがとうございます。

〔区長（武井雅昭君）登壇〕

○区長（武井雅昭君）　ただいまの錦織淳二議員のご質問に順次お答えいたします。

最初に、大規模災害への対応も踏まえた人事改革についてのお尋ねです。

まず、東京オリンピック・パラリンピックの災害リスクと対応についてです。東京オリンピック・パラリンピック開催時における災害リスクについては、競技場や関連施設にやってくる来街者等への対応や、外国人への情報伝達方法などが課題と考えております。

区では、まち全体の安全性を高めるために建物の耐震化や不燃化対策を進めるとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、都心港区ならではの重点課題である災害時要援護者対策、帰宅困難者対策、高層住宅の震災対策などを強化した港区地域防災計画を修正いたしました。

また、夜間・休日に災害が発生した場合でも、より迅速かつ適切な初動対応を行うため、人数の確保だけでなく、各職員の知識・技能の向上も図っております。東京オリンピック・パラリンピック開催期間中の来場者に対する災害

対応については公益的な対策が必要です。港区といたしましても、東京都等と連携を図りながら、区民の安全を確保する観点からも備えを強化してまいります。

次に、非常配備態勢の見直しについてのお尋ねです。

各非常配備態勢における職員の動員数の算定にあたりましては、災害発生時の交通機関の途絶等によって参集することが困難と思われる職員がいることもあらかじめ想定し、必要数が確保できるように設定しております。東日本大震災後、非常配備態勢の割合を検証したところ、災害対応要員の増強が必要であることが判明したため、従前三割だった第二非常配備態勢の人数を四割に、六割だった第三非常配備態勢の人数を七割にそれぞれ引き上げ、災害対応のより一層の強化を図っているところです。

なお、第四非常配備態勢については、全職員に対して参集命令を出すこととしており、現行の非常配備態勢で災害時の要員を確保できる計画となっております。

次に、大規模災害に備えた職員採用条件の見直しについてのお尋ねです。

地方公務員法は「平等取扱の原則」を定め、全ての国民に門戸を開くとともに、受験資格を職務遂行に必要な最少のものとし、受験生の適性及び能力の有無を基準として、公平、公正に選考することを求めています。ご質問にある自治体においては、任命権者が地域の事情を踏まえて、受験資格を独自に定めているものと考えられます。しかし、首都の中心である特別区においては、職員の採用条件として区内居住等を明記することは、受験資格を制限する合理的な理由に当たらないため、困難と考えられます。

次に、災害対策における職員住宅のあり方についてのお尋ねです。

災害対策職員住宅は、業務継続計画、いわゆるBCPにより算出した初動態勢に必要な戸数を確保するため、公共施設建設にあわせて設置を進めております。これにより、現在のBCPによる必要戸数百七十二戸はほぼ充足する予定です。今後、BCPの見直し等により、必要戸数に変更が生じた際には、確保策について民間住宅の借り上げも含め検討してまいります。

また、災害対策職員住宅の入居者に対しては、港区職員住宅規則において、休日・夜間などに災害が発生した場合に備え、外泊の際は事前に届け出ること、災害が発生した場合は指定された場所に参加し、応急対策業務に従事することなどを定めております。今後も、実効性のある初動態勢を確立するため、入居者の義務等について引き続き検討してまいります。

次に、港区独自の職員採用制度についてのお尋ねです。

特別区人事委員会の実施する職員採用試験において、江戸川区は唯一、江戸川区のみを希望する者を採用しており、職員の区内居住率は二十三区で最も高い約六〇％と聞いております。こうした背景には、江戸川区の人口が約六十七万人余りと、港区の人口規模とは格段の相違があり、希望者のうち区内在住者が占める割合が高いことが考えられます。独自の採用条件を設けていない練馬区や葛飾区などの周辺区においても、職員の区内居住率は約五〇％と聞いております。こうしたことから、周辺区よりも人口規模が小さく、区内に居住する受験者が少ない港区において、江戸川区と同様の制度を導入することの効果は、慎重に見極める必要があると考えております。

また、現行の試験制度においても、新規採用される職員の大半が、港区を第一志望とする者で占められております。区は、今後とも、特別区人事委員会が実施する試験制度により、広く門戸を開放することを通じて、区民福祉の

向上と区民との参画・協働に積極的に取り組む有為な人材を確保し、区民に信頼される区政の実現につなげてまいります。

次に、区職員の通勤費の削減及び特別区民税の増収についてのお尋ねです。

社会経済状況の変化や行政需要の複雑・高度化に対応していくためには、さまざまな能力や経験を有する高い資質を備えた人材を確保することが重要です。今後も、港区で働くことに熱意を持ち、区民サービスの向上に取り組むことができる有為な人材の確保に努めてまいります。

最後に、港区居住職員を増やしていくことについてのお尋ねです。

区は、これまで災害時の初動態勢に必要な要員を確保するため、公共施設建設にあわせ災害対策職員住宅を整備し、区内居住職員を確保してまいりました。今後も、BCPの見直し等、状況の変化を踏まえ、区内居住職員を確保してまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。